

# 『学校いじめ防止基本方針』

那覇市立石嶺小学校

## 1. 本校の基本方針

### いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている者とする。  
（「いじめ防止対策推進法」より）

上記の定義のもと、本校では「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という認識をしっかりとち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身につけ、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」が送れるように心がける。また、教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに自分の存在と他人を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育てる。

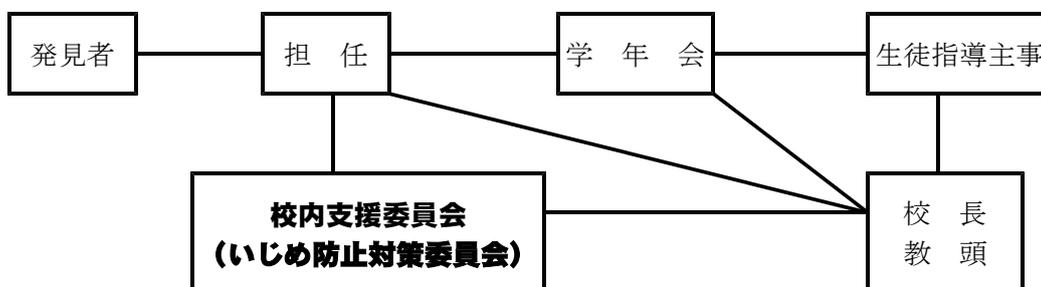
## 2. 学校の現状

本校の児童の実態としては、とても活発で友達同士で楽しく遊んでいる様子がよく見られる。男女の仲も比較的よく、休み時間なども一緒に話をしたりしている。しかし、その一方で遊び半分で友達をからかったりしている現状が見られる。又、これはどの学校でも起こりうることだが、小集団同士のトラブルも見られる。そこで、どんな状況においてもすぐ対応できるように、全職員、日頃から児童一人ひとりに気を配り、小さな変化も見逃さないようにしている。

## 3. いじめの防止等の指導體制・組織的な対応

### (1) 日常的な指導體制

○校内指導體制及び関係機関との連携



(2) 未然の防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことが出来るように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることをわからせる。

(3) 早期発見のための取組

① 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携が図れるように努める。保護者からの相談には、面談や家庭訪問により迅速且つ誠実な対応に努める。また、必要に応じて那覇市教育委員会（教育相談課）や那覇市青少年センター等の関係諸機関と連携をして課題解決に臨む。

② 毎月の「いじめアンケート」の実施

毎月月末に「いじめのアンケート様式1」を実施する。

※実態に応じて様式2を実施  
アンケート実施後の流れとしては以下のようにする。

(1) アンケート調査後、学級担任は、いじめの実態について学年会へ報告する。

↓  
(2) 各学年の生徒指導担当は、毎月の生徒指導部会へ報告する。

↓  
(3) 生徒指導主事は、校内全児童の実態を学校長へ報告する。

③ ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

④ 教育相談

個人面談や家庭訪問、ふれあい週間の機会を活用し教育相談を行う。

(4) いじめに対する早期対応

○ いじめに関する相談を受けた場合、速やかに学年や生徒指導主事、管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○ いじめの事実が確認された場合は、臨時のいじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

○ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決を

するようなことはしない。

- いじめられている児童の心を癒すために教育相談員や養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- 傍観者がいた場合は、傍観者の立場にいる児童達にもいじめているのと同様であるということを指導する。

#### (5) ネット上でのいじめへの対応

##### ① ネット上でのいじめとは

- ・ パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

##### ② ネット上でのいじめの種類

- ・ メールでのいじめ
- ・ ブログでのいじめ
- ・ チェーンメールでのいじめ等

##### ③ 未然防止のためには

学校でのきまりの徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

#### 【保護者会等で伝えてほしいこと】

〈未然防止の観点から〉

- 児童たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童たちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話をもたせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

#### 1. 掲示板への誹謗中傷等への対応

ネットいじめの発見、児童・保護者からの相談

書き込み内容の確認

- 書き込み内容の保存やプリントアウト ○ 当該掲示板の IP アドレスのチェック
- ※携帯電話の場合は、画像をデジカメなどで撮影する。

掲示板等の管理者やプロバイダに削除依頼

- 管理者への連絡方法の確認 ○利用規約等を確認の上、削除依頼を実施
- ※削除依頼は、学校の公的なパソコンやメールアドレスから  
(依頼者名などの個人情報を記載する必要ない)
- ※削除されない場合は、県警サイバー犯罪対策課や法務局などの各機関と連携する。



## 2. 「ネット上のいじめが発見された場合」

- 児童への対応
  - ・被害児童への対応  
きめ細かなケアをして、いじめられた子供を守り通す
  - ・加害者児童への対応  
加害者自身がいじめにあっていた場合もあるから、起こった背景や事情などもしっかり確認する。※十分な配慮のもと粘り強く指導する。
  - ・全校児童への対応  
個別の事例に応じて十分な配慮のもと全校児童へ指導を行う。
- 保護者への対応
  - ・迅速に連絡し家庭訪問や個人面談などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

### (6) 指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
四月	○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換【職員会議】	○学級開き ○学級ルール作り【学級活動】 ○インターネット使用状況調査 ○遠足グループ決め	○いじめ対策についての説明・啓発 ○保護者との情報交換会【保護者会】
五月	○児童に対する情報交換【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施		○保護者との情報交換【授業参観】
六月	○児童に対する情報交換【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施	○非行防止教室（低学年） ○非行防止教室（高学年）	○保護者との情報交換会【授業参観】
七月	○児童に対する情報交換【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施 ○校内研修（いじめ）	○サイバー犯罪防止教室	○保護者との情報交換会【個人面談・授業参観】

八月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】		○保護者との情報交換会 【授業参観】
九月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施	○運動会	○保護者との情報交換会 【授業参観】
十月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施	○社会見学 ○自然教室グループ編成 (5年) ○修学旅行グループ編成 (6年)	○保護者との情報交換会 【授業参観】
十一月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施		○保護者との情報交換会 【授業参観】
十二月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施	○エイズ特設授業 (人権・差別) ○嶺っ子発表会	○保護者との情報交換会 【授業参観・保護者会】
一月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施		○保護者との情報交換会 【授業参観】
二月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施		○保護者との情報交換会 【授業参観】
三月	○児童に対する情報交換 【職員会議・支援委員会】 ○いじめアンケートの実施	○卒業式 ○修了式	○保護者との情報交換会 【授業参観】

(7) いじめ発生時の組織的対応マニュアル

①名称：「いじめ防止対策委員会」

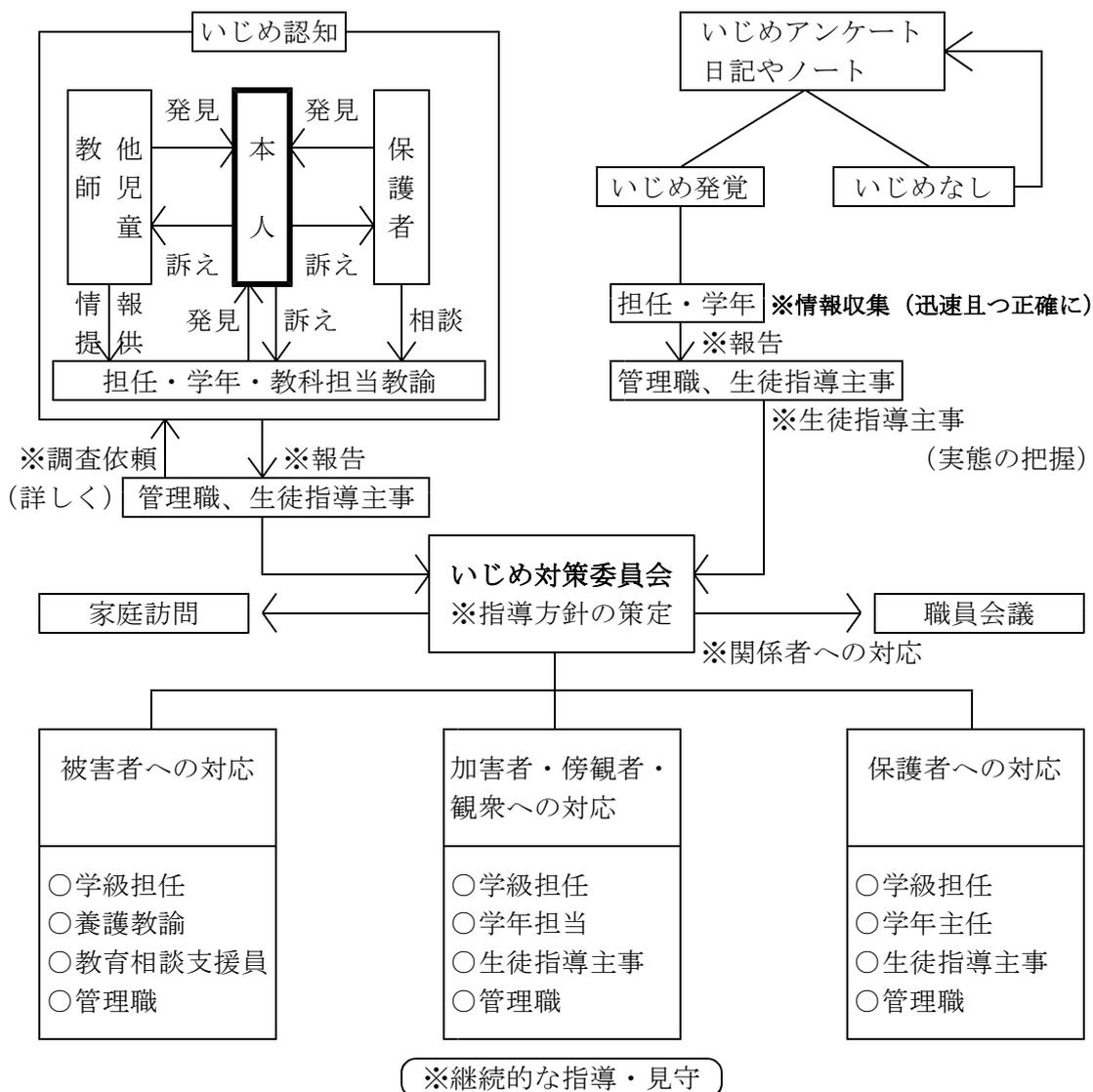
メンバー ○校長 ○教頭 ○主幹教諭 ○生徒指導主事 ○学年主任  
○養護教諭 ○教育相談担当 ○関係教諭 ○その他(学校長推薦)

②目的：基本方針策定、取組と対処

○基本方針

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識をしっかりとち、全校児童が「いじめをしない、させない」という気持ちを持ち、「いじめのない明るく楽しい学校生活」が送れるように全職員で児童の小さな変化も見逃さないように様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。又、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組むようにする。

○取組と対処



#### 4. 重大事態への対応

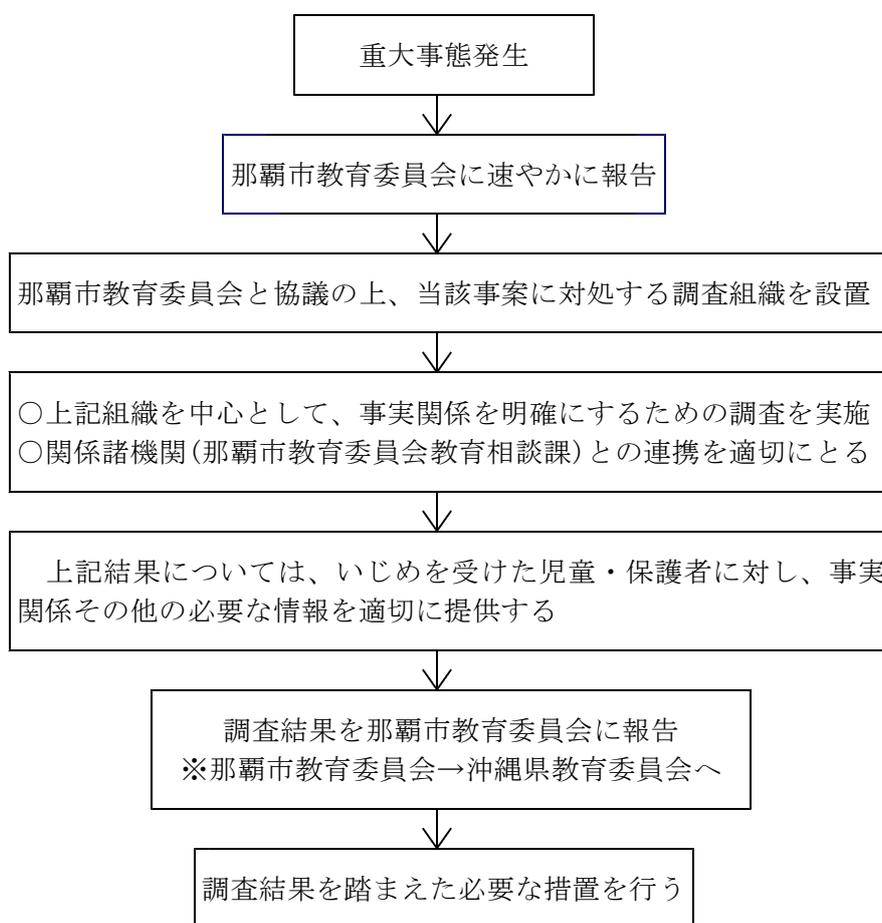
##### (1) 重大事態とは（定義）

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）事を余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

##### (2) 重大事態の発生と対応

重大事態対応フロー図



※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。